

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、21年4月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から21年4月1日まで

昭和17年に会社が労働者年金保険に加入することになり、戦争に召集されるまでの間は年金を納めていたように記憶している。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録により、申立人は、昭和17年1月1日に厚生年金保険（当時は労働者年金保険）の被保険者資格を取得していることが確認できるものの（ただし、被保険者算入期間は、労働者年金保険料徴収が開始された同年6月1日以降の期間である。）、申立人の被保険者資格喪失日については、当該被保険者名簿の資格喪失日欄が空欄となっており、確認することはできない。

しかし、申立人は、昭和17年12月ごろに出征したとしている上、被保険者名簿の、申立人に係る「備考」欄に「62 17.12.11」と記載されており、これにより、申立人は、同年12月11日付けで旧健康保険法第62条に基づき、健康保険が適用除外となったことが確認できることから、申立人は、このころ戦争に召集されたと推認でき、申立期間においても当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和21年4月1日の法改

正に伴い、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が改定されていることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿には、申立人と同様に、「備考」欄に「62」と記載されている者が11人確認できるところ、そのうち資格喪失日が記載されていない者が、申立人を含め9人いるなど、申立期間当時、社会保険事務所における年金記録の管理が適正に行われていなかったと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は21年4月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、当該被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から60円とすることが妥当である。

## 富山厚生年金 事案 624

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 1 日から 30 年 8 月 10 日まで

オンライン記録では、申立期間について脱退手当金を支給済みとなっているが、もらった覚えはないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年9月23日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から30年9月16日まで

オンライン記録では、申立期間について脱退手当金を支給済みとなっているが、もらった覚えはないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年10月24日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和49年2月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。